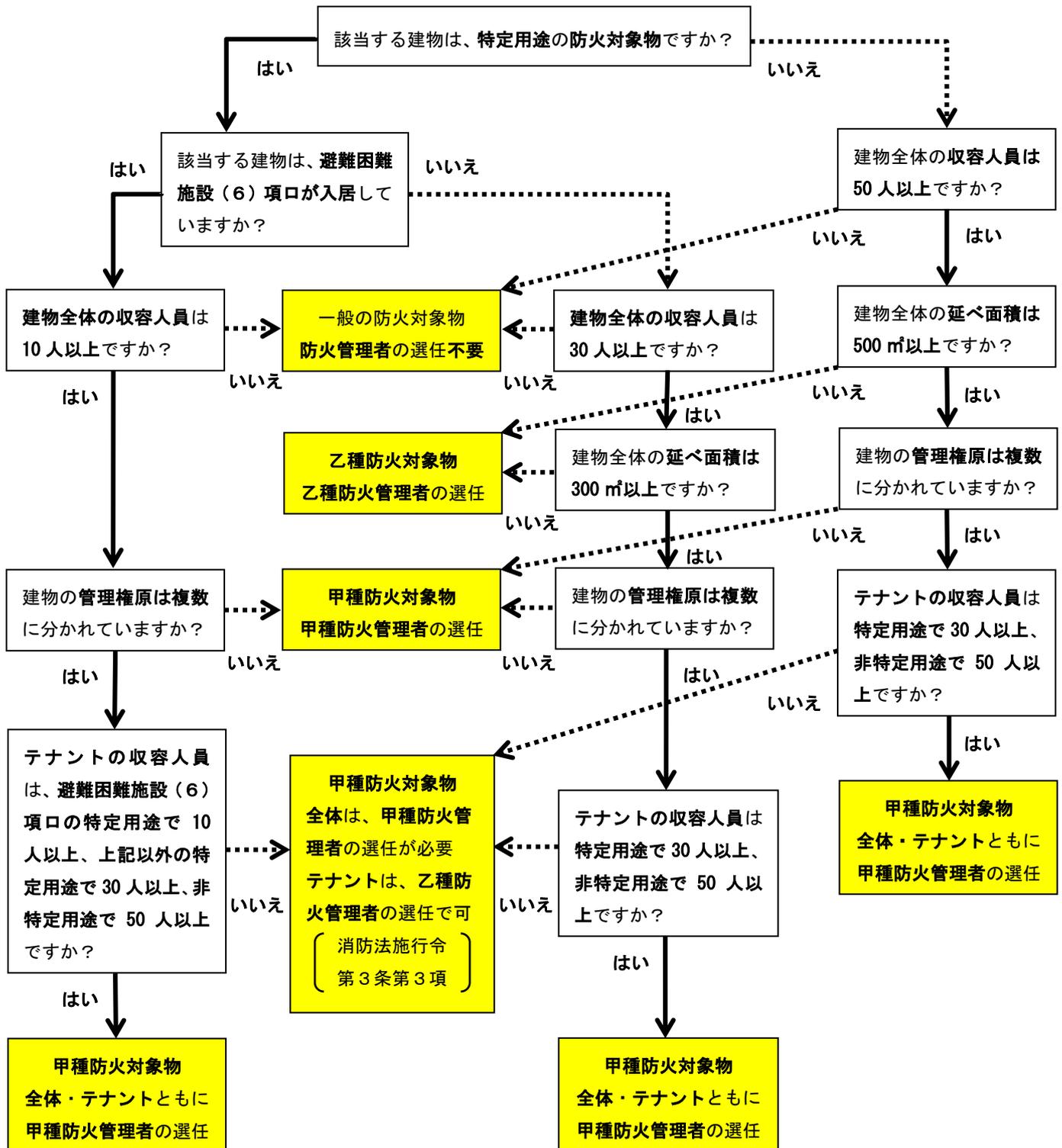


# 防火管理者の資格区分（甲種・乙種）のフローチャート



※ 特定用途の防火対象物とは、飲食店や物品販売店舗、宿泊施設などの不特定多数の者が利用する建物や、病院、社会福祉施設等の火災が発生した場合に人命危険が高い建物をいいます。

※ 収容人員とは、防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の合計数をいい、従業員数・床面積、椅子の数等により算出します。【消防法施行規則第1条の3】

※ 管理権原とは、「防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者」をいう。管理権原を有する者の代表的な例としては、防火対象物の所有者、占有者等が挙げられます。

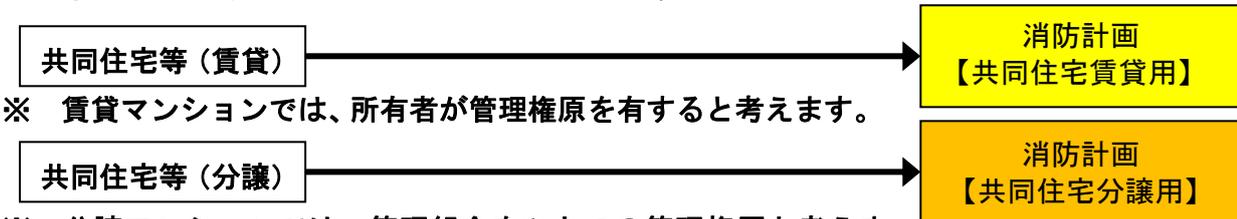
# 防火管理に係る消防計画の作成基準

## 1 防火管理に係る消防計画

### 1. 管理権原が分かれていない場合



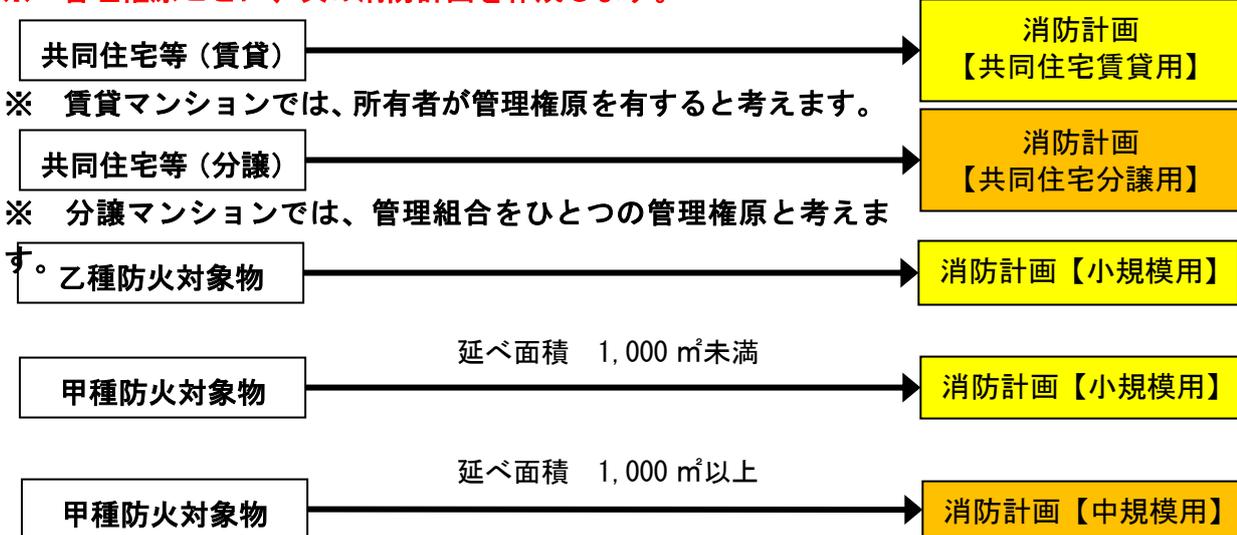
### 2. 管理権原が分かれていない共同住宅等の場合



※ 分譲マンションでは、管理組合をひとつの管理権原と考えます。

### 3. 管理権原が分かれており、統括防火管理が該当しない場合【消防法第8条の2】

※ 管理権原ごとに、次の消防計画を作成します。



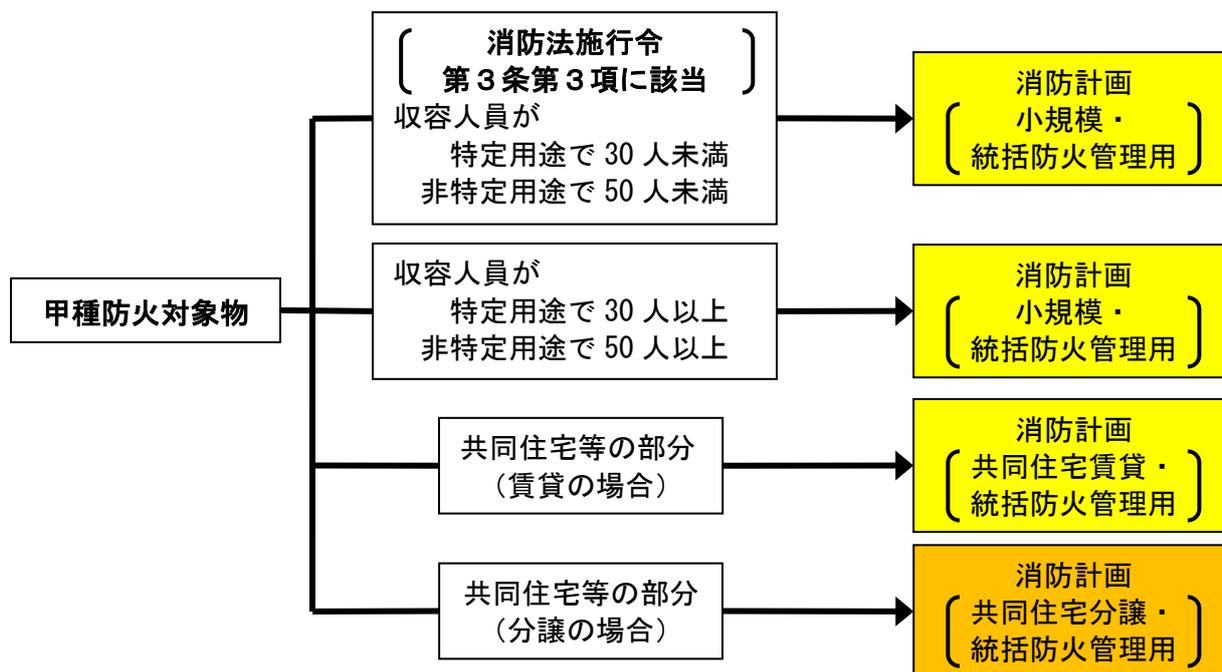
※ 統括防火管理が該当するのは、管理権原が分かれている以下の防火対象物です。

1. 特定防火対象物で地上3階以上、かつ、収容人員が30人以上のもの。ただし、社会福祉施設等の用途を含む場合、収容人員は10人以上のもの。
2. 特定防火対象物以外の複合用途防火対象物で地上5階以上、かつ、収容人員が50人以上のもの。
3. 高さ31mを超える高層建築物
4. 地下街（消防長又は消防署長が指定するもの）、準地下街

※ 特定防火対象物とは、飲食店や物品販売店舗、宿泊施設などの不特定多数の者が利用する用途や、病院、社会福祉施設等の火災が発生した場合に人命危険が高い用途を含む建物をいいます。

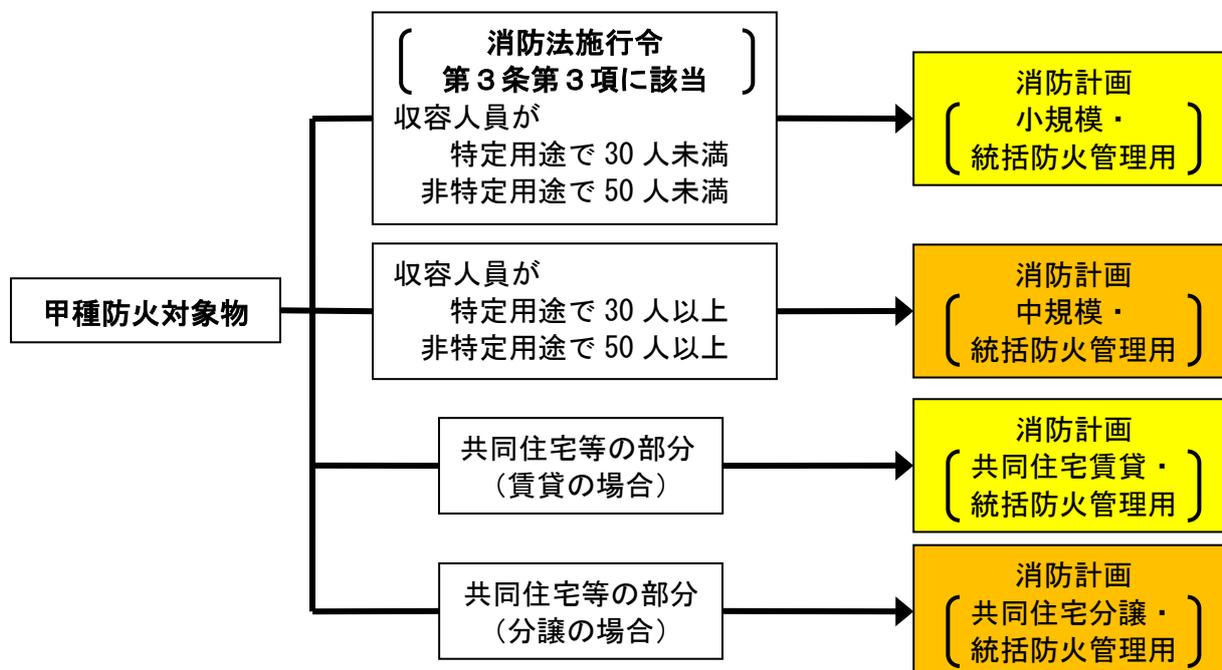
#### 4. 統括防火管理に該当し、消防計画を作成する事業所の面積が1,000㎡未満の場合

※ 管理権原ごとに、次の消防計画を作成します。



#### 5. 統括防火管理に該当し、消防計画を作成する事業所の面積が1,000㎡以上の場合

※ 管理権原ごとに、次の消防計画を作成します。

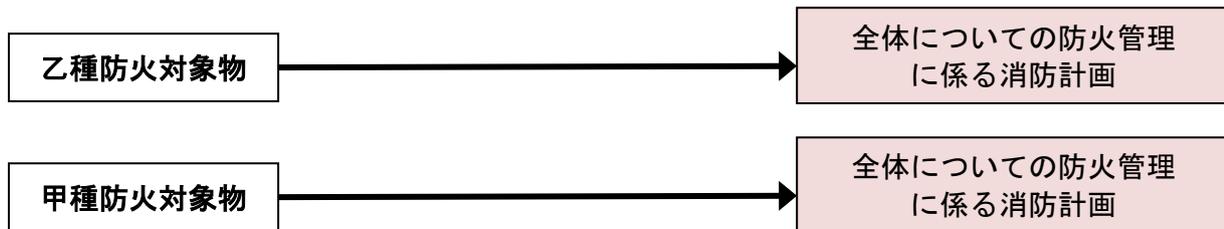


※ 管理権原が分かれており、統括防火管理が該当する防火対象物のテナントで、消防法施行令第3条第3項が該当する事業所の一部にあっては、防火管理業務の外部委託が可能な場合があります。詳しくは消防本部予防課までお問い合わせください。

## 2 全体についての防火管理に係る消防計画

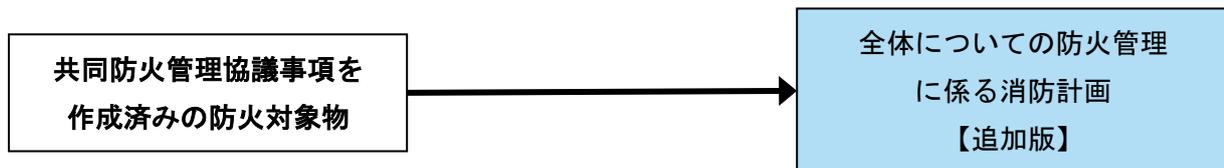
※ 統括防火管理が該当する防火対象物では、各管理権原者の協議により選任された統括防火管理者が、選任された防火対象物の「全体についての防火管理に係る消防計画」を作成する必要があります。

### 1. 統括防火管理が該当するもの



2. 統括防火管理が該当する防火対象物で、従前の共同防火管理が実施されているもの  
※ 既に共同防火管理が実施されているため、従前の共同防火管理協議事項の内容に統括防火管理に変わることにより必要となった事項を消防計画として追加します。

※ 従前の共同防火管理協議事項の内容に変更が生じた場合は、全面的に共同防火管理協議事項の内容を見直すために、通常の『全体についての消防計画』を作成します。



※ 管理権原ごとに作成する「防火管理に係る消防計画」と防火対象物の「全体についての防火管理に係る消防計画」は、お互いの内容に整合がとれている必要があります。

※ 管理権原ごとに作成する「防火管理に係る消防計画」と防火対象物の「全体についての防火管理に係る消防計画」は、それぞれ当該管理権原の及ぶ範囲及び消防計画に定める防火管理業務の適用範囲を明確にして作成する必要があります。

防火管理制度に関するお問い合わせは・・・

春日井市消防本部予防課 予防担当

☎0568(85)6383

までお問い合わせください。

